

○不良行為少年の補導について(通達甲)

平成27年12月28日

少年発第318号

改正 平成28年3月25日少年発第100号

(地域)

部長及び参事官

各所属長

30年保存(口訓)

不良行為少年(少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第6号に定める少年をいう。以下同じ。)の補導については、少年警察活動規則並びに高知県少年警察活動規程(平成20年2月本部訓令第1号)及び「不良行為少年の補導について(例規)」(平成12年3月22日高少発第61号ほか)に基づき行っているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、平成28年1月1日から下記のとおり取り扱うこととしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年の補導は、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

2 不良行為少年の補導に当たっての基本的な心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神と少年の特性に関する深い理解を持つとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力を配意するものとする。

3 不良行為少年の発見時における措置

(1) 不良行為少年に対する注意又は助言

職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促すなど必要な注意を行い、又は非行防止その他の健全育成上必要な助言を行うものとする。

(2) 不良行為少年の所持する物件の措置

(1)の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと思われる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他権利者に返還させ、保護者(少年の親権者又はこれに代わるべきものをいう。以下同じ。)に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持

しないよう必要な注意又は助言を行うものとする。

なお、(3)により、学校関係者(少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。)又は職場関係者(少年の雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。)に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けさせることもできるものとする。

(3) 保護者等に対する連絡

ア (1)の注意又は助言のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でないと思われる場合は、当該少年の氏名、住所等の確実な特定に努め、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。

なお、この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配慮するものとする。

イ 保護者及び職場関係者に対する連絡の要否は、別に定める者が判断するものとし、その連絡は原則として少年警察部門の職員又は補導に当たった地域警察官が行うものとする。この場合において、連絡を行う者が少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する署の職員でないときは、当該地を管轄する署と連携を図るものとする。

ウ 学校関係者に対する連絡については、別に定めるものとする。

(4) 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別表のとおりとする。

4 少年補導票の作成、不良行為少年に係る報告等

職員は、不良行為少年(少年相談として処理するものを除く。)を発見した場合において、3(3)アの連絡を行うことが必要であると認めるときは、速やかに、高知県少年警察活動規程別記第3号様式の少年補導票を作成し、所属長に報告するものとする。この場合において、少年女性安全対策課長以外の県本部の所属長が報告を受けたときは、速やかに少年女性安全対策課長に連絡するものとする。

5 少年補導票の保管及び廃棄

(1) 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する署において保管するものとする。この場合において、少年補導票を保管すべき署が他の府県警察の署であるときは、当該少年補導票を少年女性安全対策課長を通じて当該警察本部少年担当課長に送付するものとする。

(2) 少年補導票の廃棄

少年補導票は、次の場合に廃棄するものとする。

ア 3(3)アの連絡を行わなかったとき(連絡する必要があると認められるが、連絡することができないときを除く。)

イ 当該少年補導票に記載された不良行為少年が成人となったとき。

ウ その他保管の必要がなくなったとき。

別表(3 関係)

不良行為の種別及び態様

不良行為とは、次の表の1から17までに掲げる行為であって、犯罪の構成要件又は犯要件(少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項第3号に規定する犯事由及び犯性をいう。)に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのあるものをいう。

番号	種別	態様
1	飲酒	酒類を飲用し、又はその目的で所持する行為
2	喫煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3	薬物乱用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらのものを所持する行為
4	粗暴行為	放置すれば、暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5	刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他の人の身体に危害を及ぼすおそれのある物を所持する行為
6	金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7	金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8	性的いたづら	性的いたづらをし、又はその他性的な不安を生じさせる行為
9	暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動をともにする行為
10	家出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11	無断外泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
12	深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかいし、又はたむろする行為

13	怠学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
14	不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性的行為
15	不良交友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
16	不健全娯楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
17	その他	
	火遊び	保護者を伴わず危険を生じるおそれのある火遊び
	盛り場はいかい	正当な理由もなく、盛り場を夜間(深夜以外)にはいかいし、又はたむろする行為